

第43回

消費者教育推進会議

議 事 錄

消費者庁消費者教育推進課

第 43 回消費者教育推進会議 議事次第

1 日 時 令和 7 年 12 月 4 日 (木) 16:00~18:00

2 場 所 中央合同庁舎第 4 号館 共用第 4 特別会議室

3 議 題

- 1 会長選出
- 2 会長代理指名
- 3 委員挨拶
- 4 今期の消費者教育推進会議の進め方について
- 5 消費者教育の取組の現状と課題（報告）
- 6 地域における消費者教育の推進に向けた地域ネットワークの構築・強化に関する分科会（仮称）について

4 出席者（敬称略、50 音順）

委員：江花 史郎、遠藤 友美子、大藪 千穂、岡田 美保、柿野 成美、角正 康弘、
角山 信司、久波 一行、倉本 勝也、小井戸 あや乃、坂本 有芳、佐紺 摂子、
末吉 里花、高比良 直子、土田 敦久、並木 茂男、原田 由里、宮木 由貴子

5 配布資料

- 資料 1 委員名簿
資料 2 幹事名簿
資料 3 第 7 期消費者教育推進会議の検討スケジュール（案）
資料 4 消費者教育の取組の現状と課題（消費者庁）
資料 5 地域における消費者教育の取組と課題（埼玉県）
資料 6 地域における消費者教育の取組と課題（広島市）
資料 7 地域における消費者教育の推進に向けた地域ネットワークの構築・強化に関する分科会（仮称）について

参考資料 1 消費者教育の推進に関する法律（平成 24 年法律第 61 号）

参考資料 2 消費者教育の推進に関する基本的な方針（平成 26 年 6 月 26 日閣議決定、令和 5 年 3 月 28 日最終変更）

参考資料 3 第 6 期消費者教育推進会議取りまとめ

○黒田課長

それでは、ただいまより、第43回消費者教育推進会議を開催させていただきます。

本会議は、第7期消費者教育推進会議の初回の会議ということもありまして、いまだ会長が定まっておりませんので、会長を選出していただくまでの間、事務局が司会進行をさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

委員の皆様におかれましては、御多用のところ、御参集いただき、ありがとうございます。

本日の出席状況でございます。本日は、江花委員、遠藤委員、大藪委員、角正委員、角山委員、坂本委員、佐紺委員、末吉委員、高比良委員がオンラインで御参加いただいております。なお、柿野委員もオンライン参加の御予定ですが、50分程度、入室が遅れるという旨の御連絡をいただいてございます。

楯委員は御欠席との御連絡をいただいておりますので、お知らせいたします。

まず冒頭、津島内閣府副大臣より一言御挨拶いただきます。

津島副大臣、よろしくお願ひいたします。

○津島副大臣

内閣府副大臣の津島淳でございます。黄川田大臣に代わりまして、御挨拶を申し上げます。本日、第7期の消費者教育推進会議、初回でございます。その開催ということでの御挨拶でございます。

まず、委員の皆様には、日頃よりそれぞれのお立場から消費者教育の推進に対しまして御尽力いただいていること、心より感謝申し上げます。

消費生活に関する知識を適切な行動に結びつけることが実践的な力、すなわち消費者力の育成・強化を図るため、消費者教育を推進することは消費者政策の重要課題の一つでございます。特に、乳幼児期から高齢期までライフステージに応じた体系的かつ継続的な消費者教育を推進するためには、消費者教育推進会議において、幅広い知見や御経験を有する委員の皆様に御議論を深めていただくことが非常に重要となります。

第7期においては、第6期から引き継がれた検討課題である地域ネットワークの構築・強化に関する方策などについて議論を深めていただくことと承知しております。消費者庁といたしましても、この会議における御議論を迅速かつ実効性のある取組につなげていきたいと考えております。消費者教育のさらなる推進に向け、委員の皆様におかれましては、活発な御議論と一層の御指導をお願い申し上げ、私からの御挨拶といたします。よろしくお願ひいたします。

○黒田課長 ありがとうございました。

副大臣は公務のため、ここで退席されます。

○津島副大臣 では、よろしくお願ひいたします。

(津島副大臣 退室)

○黒田課長 報道の方のカメラ撮りは、ここまでとなります。どうぞよろしくお願ひします。

また、審議官の尾原も、本日はここから中座させていただきます。御了承ください。

(尾原審議官 退室)

○黒田課長 それでは、本日の議事に入らせていただきます。お手元の議事次第を御覧ください。

本日の議題は6項目ございます。「1 会長選出」、「2 会長代理指名」、「3 委員挨拶」、「4 今期の消費者教育推進会議の進め方について」、「5 消費者教育の取組の現状と課題（報告）」、「6 地域における消費者教育の推進に向けた地域ネットワークの構築・強化に関する分科会（仮称）について」という6項目になってございます。

委員の先生方の御紹介は、お手元の資料1の「委員名簿」で代えさせていただきます。御了承ください。後ほど委員の皆様には自己紹介等の御挨拶をお願いする予定でございますので、よろしくお願ひいたします。

また、この会議では幹事を置くこととしております。幹事につきましては、お手元の資料2の「幹事名簿」での御紹介に代えさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、議題1、当会議の「会長選出」に移らせていただきます。消費者教育推進会議令第4条には、『会議に、会長を置き、委員の互選により選任する』と規定されてございます。委員の皆様におかれましては、会長の推薦につき、いかがでしょうか。どなたか御発言をいただければと思います。よろしくお願ひいたします。

それでは、オンラインから江花委員、お願ひいたします。

○江花委員 委員の江花です。

会長の選任でございますが、日本消費者教育学会会長である大藪委員が、消費者教育に関する御知見、御経験が豊富であり、これまでの議論についてもよく御存じでありますので、大藪委員を会長に推薦いたします。

○黒田課長 江花委員、ありがとうございます。

委員の皆様、いかがでございましょうか。

御意見等ないようであれば、大藪委員に会長をお願いすることとしたいのですが、大藪委員はいかがでしょうか。

○大藪委員 ありがとうございます。微力ながら、皆様方の御協力を得て務めさせていただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○黒田課長 ありがとうございます。

それでは、大藪委員に会長をお引き受けいただきたいと存じます。本日、大藪委員はオンラインですので、そのままの形で会長の業務をなさっていただければと思いますが、本会議では、会長に議事を進行いただいておりますので、ここからは進行を大藪会長にお願いしたいと思います。なお、大藪会長におかれましては、議事進行の冒頭、一言御挨拶を

いただくとともに、会長代理については、会長の指名によることとなってございますので、議題2「会長代理指名」も併せて行っていただくよう、よろしくお願ひいたします。それでは、よろしくお願ひいたします。

○大藪会長 皆さん、こんにちは。オンラインの方もこんにちは。本日はよろしくお願ひいたします。

第6期のときから会長をさせていただきまして、皆さんにいろいろと御協力いただいて、すばらしい意見をいただきおりましたので、また7期も引き続きの方と、それから新規の委員の方もいらっしゃいますので、ぜひいろいろと忌憚ない御意見をいただけたらと思います。今日、雪で大変なところもあったようですが、皆さんも体調に気をつけて御参加いただけたらと思います。よろしくお願ひいたします。

通常、岐阜大学で副学長と、教育学部で消費者教育とか金融教育をしております。消費者教育学会の会長をさせていただいておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、私が不在のときに代理をしていただく会長代理につきまして、お諮りさせていただきたいのですけれども、第4期から引き続き委員として参加されております坂本委員にお願いしたいと思うのですけれども、鳴門教育大学の坂本先生、御承認いただけますかということで、皆さん方、いかがでしょうか。よろしかったでしょうか。

○黒田課長 会場のほうも異議なさそうです。

○大藪会長 ありがとうございます。それでは、坂本会長代理、これからどうぞよろしくお願ひいたします。坂本会長代理には、御挨拶を1分程度いただけたらと思います。よろしくお願ひいたします。

○坂本会長代理 よろしくお願ひします。会長代理を引き受けさせていただきます鳴門教育大学の坂本有芳と申します。消費者庁の徳島にあります新未来創造戦略本部でも客員研究官を務めさせていただいています。

第4期からこちらの委員を続けさせていただいている。その間、消費者教育の取組については少しづつ広がってきたかなという実感はございますが、本当にだまされないとかエシカル消費を実践するというような生活での実践というところでは、まだまだ成果が出ていないなというふうに感じておりますので、何とかそれを少しでも進められるように頑張っていきたいなと思っているところです。皆様、どうぞよろしくお願ひします。

○大藪会長 坂本委員、どうもありがとうございました。よろしくお願ひいたします。

次に、議題3といたしまして、先ほど黒田課長が言っていたように、第7期委員の皆様に自己紹介を兼ねて簡単に一言ずつということで、人数が多いですので、ひとり1分程度ということでよろしくお願ひいたします。

それでは、私と坂本会長代理を除いて、資料1の第7期の名簿の五十音順ということで、江花委員からお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○江花委員 オンラインで失礼いたします。委員の江花史郎と申します。

私は、ふだんは新潟市で弁護士をしております。私は、日弁連の消費者問題対策委員会

の消費者教育ネットワーク部会に所属しておりますので、その部会の活動などを通じて消費者教育に関わらせていただいております。第6期から引き続き2期目となります。よろしくお願ひいたします。

○大藪会長 よろしくお願ひいたします。

続きまして、遠藤委員、お願ひいたします。

○遠藤委員 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会と、とても長い名前ですので、NACSと名乗らせていただきます。NACSの遠藤でございます。第6期から私も参加させていただいております。今期もよろしくお願ひいたします。

私は、消費者教育支援室というところで、講師派遣事業あるいは講師育成といったところに携わっております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○大藪会長 遠藤委員、どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、岡田委員、お願ひいたします。

○岡田委員 埼玉県の消費生活支援センターの岡田と申します。

私は、県職員として、これまで産業労働とか福祉とか文化行政とか、そういういろいろな分野で仕事をしてまいりましたので、それをこの場で生かしていければなというふうに思っております。どうぞよろしくお願ひいたします。

○大藪会長 ありがとうございます。

柿野委員はまだ入っていませんね。

次、角正委員、お願ひいたします。

○角正委員 福井県教育庁高校教育課の角正と申します。よろしくお願ひいたします。

私は、本職に就きまして5年目になるのですけれども、高校の家庭科の担当指導主事として、また一昨年まで小学校・中学校の家庭科の指導主事をさせていただいておりまして、学校のほうの知見といいますか、そういったところで御協力させていただければなと思っております。今期初めての参加となります。どうぞよろしくお願ひいたします。

○大藪会長 よろしくお願ひいたします。

続きまして、角山委員、お願ひいたします。

○角山委員 オンラインから失礼いたします。日本社会福祉士会の副会長をしております角山と申します。よろしくお願ひいたします。

私も第6期から参加させていただいておりまして、引き続き、ソーシャルワーカー、いわゆる社会福祉士とか地域の人々の権利擁護を守りつつ、消費生活とどのような形でバランスを取っていくのかといったところに、何かしら私たち社会福祉士会も貢献できたらと思いまして参加をさせていただいておりますので、皆様、よろしくお願ひいたします。

○大藪会長 ありがとうございます。よろしくお願いします。

久波委員、お願いできますでしょうか。

○久波委員 広島市市民局消費生活センター所長の久波でございます。

私、広島市の職員ということで、今回、第7期からこちらのほうへ参加させていただく

ことになりました。微力ではございますが、皆様と一緒に一生懸命やっていきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願ひいたします。

○大藪会長 ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

倉本委員、お願いできますでしょうか。

○倉本委員 金融経済教育推進機構(J-FLEC)の理事を務めております倉本でございます。私、前期の途中から参加させていただいておりますので、今期もどうぞよろしくお願ひします。

金融経済教育と消費者教育は、教育内容も重なりますし、教育を推進していく上での課題も共通していると考えております。しっかり参画して議論を深めていきたいと思いますし、あるいは金融経済教育にも、この場の議論をしっかりと反映していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○大藪会長 ありがとうございます。よろしくお願ひいたします。

続きまして、小井戸委員、お願ひいたします。

○小井戸委員 今期からお世話になります岐阜大学の小井戸と申します。

昨年度まで11年間、岐阜県の小学校で勤務しておりました。今年度から岐阜大学で勤務しております、家庭科教育を中心に研究を進めている最中です。よろしくお願ひします。

○大藪会長 よろしくお願ひいたします。

続きまして、佐紺委員、お願ひいたします。

○佐紺委員 北海道の市立函館高等学校校長 佐紺と申します。本日、そちらに伺う予定でしたが、雪による飛行機の欠航のために急遽オンラインでの参加となりました。大変申し訳ございません。

私は、北海道の公立高校で家庭科教諭として勤めた後、北海道教育委員会の家庭科指導主事として働かせていただきました。高等学校の家庭科では、成年年齢の引下げを踏まえまして、契約の重要性とか基本的な金融商品の特徴、資産形成の視点に触れるとか消費者教育に力を入れているところでございます。このたび委員を仰せつかりましたので、皆様から学ばせていただきながら、消費者教育の推進に向けて少しでもお役に立てればと思っています。どうぞよろしくお願ひいたします。

○大藪会長 佐紺委員、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、末吉委員、お願ひいたします。

○末吉委員 皆様、こんにちは。6期から引き続きお世話になりますエシカル協会の末吉里花と申します。

私は今、エシカル協会という団体で、エシカルという考え方やエシカル消費を日本全国の皆様に向けて普及啓発する活動を行っています。ますます深刻化している気候変動や生物多様性の損失、人権侵害などの問題に対して、消費行動や暮らしを通じて、私たち消費者ができるることは非常に大きいと思っています。エシカル消費はすでに教科書に載っていますので、若い人たちの中から普及が少しづつ進んできたと感じていますけれども、先ほど

坂本委員もおっしゃったように、普及だけでなく実践のところはなかなか進んでいっていないと感じております。7期も皆様と一緒に、消費者教育を通じたエシカル消費の推進を進めていければと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○大藪会長　末吉委員、またよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

それでは、高比良委員、お願ひいたします。

○高比良委員　第6期に続いての参加となります、公益社団法人全国消費生活相談員協会の高比良と申します。

私は、ふだんは大阪府の堺市立消費生活センターで消費生活相談員として勤務しております。その一方で、相談員協会では、消費者教育研究所の関西支部の研究員として活動しております。

相談員協会は全国1500人ほどの会員からなるのですが、多くが自治体などで消費生活相談員の仕事をしており、住民からの相談対応と消費者教育の両輪を担っております。当協会が目指す消費者教育は消費生活相談の現場を踏まえたものであり、内容は消費者問題だけにとどまらず、金融、インターネット関連、エシカル消費、旅行など多岐に及んでおります。相談員も高齢化、担い手不足が問題になっておりますが、やりがいのある仕事として社会に認知されるよう、これからも頑張っていきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○大藪会長　引き続き、どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、土田委員、お願ひいたします。

○土田委員　初めまして。公益社団法人消費者関連専門家会議に所属しております土田と申します。今期から初めて参加させていただきます。

この消費者関連専門家会議、通称ACAPと呼んでおりますが、企業のお客様相談の対応窓口の方、対応されている方の責任者が多く集って会合を行っております。その中で、私もそうなのですけれども、消費者の方に対して、例えば安全に関して、お客様対応を通じた啓発ですとかセミナーというところも長く経験しております。事業者側の立場から、どのような形で消費者教育に貢献できるかということを考えていきたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

○大藪会長　よろしくお願ひいたします。

それでは、並木委員、どうぞよろしくお願ひいたします。

○並木委員　東京都にあります三鷹の森学園三鷹市立第三中学校長の並木茂男でございます。

三鷹市では、全ての公立小中学校でコミュニティスクールを基盤とした小中一貫教育を実施しております。市内に7つの学園がございまして、私もそのうちの一つである小中一貫教育校、三鷹の森学園で学園長を拝命しています。

現在、小中学生をめぐる状況は、スマートフォンや学習用タブレット端末等の普及が進み、情報の面で、特に大人と子供のボーダーというのが非常に薄れています。、その

中で、いわゆるデジタル・シティズンシップと言われるような、情報社会の中で子供たちが主体性を發揮しながら暮らしていくための、安全かつ有効に暮らしていくための資質能力をしっかりと育てていくことが求められており、消費者や主権者としての学習がますます必要になってくる状況があります。学校では、教科の中で、それを全ての子供たちに実現することが非常に大事だと考えていますし、さらに国や自治体、様々な団体がつくっていただいております教材が、社会の財産として一層有効活用できるように、確実に届いて、生かされていくようになればいいと考えております。

義務教育の立場から、この会議の中でも様々な議論に参加させていただき、学校現場の状況をお話させていただいたり、逆に新しい教材や情報を現場のほうに持ち帰ったりすることを通じ、社会ぐるみで行う消費者教育のネットワークの一員としてお役に立てればと思っております。どうぞよろしくお願ひします。

○大藪会長 よろしくお願ひいたします。

では、原田委員、よろしくお願ひいたします。

○原田委員 ECネットワークの原田と申します。第6期から参加させていただいております。

我々ECネットワークは、トラブルなく安心して利用できるeコマース市場というのを目指して活動しております、2006年より、もう20年ぐらいたつという感じです。活動の一貫といたしまして、一般の消費者の方からインターネット関連に特化したトラブルの相談を無料でオンラインの形で受け付けさせていただいております。それとともに、私の方で消費者問題、特にインターネット関連のトラブルやデジタルの話、個人情報等々のプライバシーに関するようなお話の啓発活動を、年に80~90か所でさせていただいております。対象としては、主に一般の消費者をはじめ、全国の消費生活相談員、そして学校の教員さん向け、いろいろな形で消費者啓発に関わらせていただいております。

最近は、デジタルも非常にAIの進化によりまして、インターネット上のトラブルもいろいろ深化しているとともに、消費者像というのもAIの出現によりまして、かなり進化しているということで、我々オンラインの御相談でも、これはAIを使って文章をつくりやがったなみたいな相談者も結構いらっしゃいます。なので、こっちもAIを使って回答してやろうかと思うのですけれども、私の方で一件一件、全て細かく手作業で回答を返しているというようなことをしております。ネットにどっぷり浸かっているタイプなものですから、いろいろ本音で聞きますので、時々お邪魔をしないように頑張りたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○大藪会長 ありがとうございます。今日もニュースで、高校生が生成AIを使いながらハッキングをやっていたというので、もうそれが日常になったんだと思っておりました。またいろいろ教えてください。よろしくお願ひします。

それでは、最後に宮木委員、お願ひいたします。

○宮木委員 宮木由貴子でございます。第一生命経済研究所というところで、消費者意識

とか消費行動、ライフデザイン、ウェルビーイングなどをテーマに研究発信を行っております。こちらの委員会は、第5期からお世話になっております。

また、一般社団法人日本ヒープ協議会で代表理事を務めまして、現在、特別会員として活動しております。こちらでは、事業者と消費者が一緒につくる社会というところで、三方よしを目指した消費社会の形成に尽力してまいりました。そうしたところから意見させていただけたらと思いますので、今期もよろしくお願ひいたします。

○大藪会長 引き続き、どうぞよろしくお願ひいたします。

皆さん、本当にありがとうございました。時間を守っていただきまして、順調に進んでおりますので、これで議題3の自己紹介のところは終了させていただきたいと思います。

それでは、議題4、今期の会議の進め方ということです。まずは、資料3に基づいて事務局のほうから少し説明していただけますか。黒田課長、お願ひします。

○黒田課長 改めまして、消費者教育推進課長の黒田でございます。本日はよろしくお願ひいたします。

議題4「今期の消費者教育推進会議の進め方について」ということでございまして、お手元の資料3に沿って御説明申し上げたいと思います。

3枚物になってございまして、1枚目が説明したいものなのですが、これが第7期推進会議のスケジュール（案）となっています。この説明に入る前に、2枚目、3枚目の別紙のところを御覧いただければと思います。2枚目、3枚目の別紙のところは、第6期の推進会議の取りまとめ文書の「2. 今後取り組むべき課題及び次期推進会議における検討事項」という部分を抜粋してございます。

ここに記載があるのが、今、画面に映っているところですけれども、消費者庁において、第7期以降も関係省庁と連携して取組を進めることが期待される項目として3点記載がございます。

（1）として、消費者市民としての行動の実践につながる取組の充実ということで、その実現手段としてのエシカル消費とかグリーン志向消費といったことも含めてやっていきましょうということです。そして、（2）職域における消費者教育の更なる推進、（3）「消費者力」の育成・強化、というこの3点について挙げられています。

さらに下に行っていただいて、ここが第7期推進会議において議論を深めていくことが期待される項目ということで、2項目、記載がございます。

（1）として、地域ネットワークの構築・強化に関する方策、

（2）が消費者教育教材・コンテンツへのアクセス改善に向けた方策です。

この2点が、この推進会議第7期において議論を深めていくことが期待されるということで挙げられてございます。

これを前提に、1枚目にお戻りいただいて、第6期推進会議の取りまとめを踏まえた形での、今期、第7期のスケジュール（案）を御説明させていただきます。

第7期推進会議の期間といたしましては、令和7年10月から令和9年9月までの2年間

となってございますけれども、まず、本日、12月4日のこの会合をもってキックオフということでございます。本日は、この後、消費者教育の取組の現状と課題を御説明するとともに、第6期から引き継いだ検討課題、2つ申し上げましたけれども、その中の地域ネットワークの構築・強化について、集中的に検討するための分科会の設置についてもお諮りする予定となっております。

その上で、その下の行ですけれども、その先の予定として、まず、令和8年3月～4月頃に、年度が閉まった前後辺りを念頭に置いておりますけれども、本日、その分科会の設置が認められた暁にはということになりますけれども、分科会を開催しているはずなので、その進捗報告を一旦させていただくとともに、先ほど御説明した、第7期で消費者庁が関係省庁と連携して取組を進める事項として3点上げていましたが、そこも含めて、消費者教育行政関係の進捗などを御報告させていただくのだろうということで設定させていただいております。

さらに下に行っていただきて、来年6月、令和8年6月でございますけれども、地域ネットワークの構築・強化の分科会の取りまとめ（案）がこの辺りで出てくるということなので、推進会議に御報告することをもって取りまとめを公表したいという意気込みでやつていきたいと考えております。

加えて、さらに来年の9月以降、令和8年9月ですけれども、先ほど御説明した第6期の取りまとめにおいて、第7期で深掘りすべき事項のもう一点のほうの、消費者教育教材やコンテンツのアクセス改善についての議論に着手していただくというのがこの時期かなと思います。

そこから1年間かけて、令和8年10月～令和9年9月まで、それに限らず、様々な課題について御議論いただきながら、第7期の終盤には2年間の第7期の議論の成果を取りまとめるということを予定してございますので、どうぞよろしくお願ひします。

第7期の進め方ということで御説明申し上げました。説明は以上です。

○大藪会長 ありがとうございました。

それでは、今期の消費者教育の進め方というところで事務局から説明いただいたのですけれども、これについて御意見ありますでしょうか。今、見ていただきましたように、第6期からの人はよく御存じかもしれませんけれども、第7期からの方もいらっしゃいますので、消費者市民の行動の実践の取組の充実、エシカル、職域、「消費者力」をやった上で、7期は地域ネットワークの構築・強化とコンテンツ、教材のアクセス改善が2点ということなのですけれども、御意見はどうでしょうか。何かありましたら、オンラインの方、手を挙げていただくか、消費者庁にいらっしゃる方は、黒田課長がもし言っていただけたらと思いますけれども、いかがでしょうか。手を挙げていますか。

○黒田課長 会場は今のところは。

○大藪会長 大丈夫ですか。

では、第7期はこの内容で進めていくということでおろしかったでしょうか。分かりま

した。

それでは、今期の消費者教育推進会議の進め方については、今のところ異議がないということでしたので、資料3のとおり進めさせていただきたいと思います。

続きまして、次の議題をお願いします。議題5「消費者教育の取組の現状と課題」ということで、今期から参画していただいている委員の方もいらっしゃいますので、まず、消費者庁から消費者教育の推進に関する現状と課題について、消費者教育推進法、あるいは基本方針で示されている基本的な方向性についても触れながら、基本方針の内容を御説明いただけたらと思います。その次に、今日は岡田委員及び久波委員から、地域における消費者教育の取組について御紹介いただくことになっておりますので、資料4～6に基づいて、それぞれ説明していただくということにしていきたいと思います。

それでは、黒田課長のほうからよろしくお願ひします。

○黒田課長 それでは、まず、「消費者教育の取組の現状と課題」について御説明させていただきます。資料4を御覧いただければと思います。

1ページ目をお願いします。1ページ目が、先ほど文書で御説明した第6期の推進会議の取りまとめ概要を紙にしたものでございます。中身は先ほどと重複する部分がございます。本日、第7期に引き継がれた論点ということで、先ほど御説明したとおり、左側の下のオレンジのところですけれども、今後、取り組むべき推進課題として3つ。消費者市民としての行動の実践につながる取組の充実、職域における消費者教育の更なる推進、「消費者力」の育成・強化でございます。

本日、初めての先生方もいらっしゃいますので、念のため消費者市民社会の解説をしておきます。消費者市民社会という言葉ですけれども、消費者教育推進法という法律の第2条に定義が書かれてございまして、消費者が、自らの消費生活に関する行動が将来にわたって内外の社会経済情勢や地球環境に影響を及ぼしていることを自覚して、公正かつ持続可能な社会の形成に積極的に参加する社会という定義がなされています。そして、その実現手段となるのが地域の活性化や雇用なども含む、人や社会、環境に配慮した消費行動であるエシカル消費であり、また、そのうち環境分野に着目したグリーン志向消費といったことも消費者の皆様に普及啓発して行動を促していっているということで御理解いただければと思います。

あと、一番下の「消費者力」の育成・強化の「消費者力」という言葉も、耳慣れない場合もあるので、念のため申し上げますと、第6期の前に第5期の、2回前の推進会議でワーキングを立ち上げまして、当時、悪質商法対策、靈感商法対策というのが政策課題に挙がっていましたので、そこで委員の先生方に御議論いただいて、悪質商法から消費者被害を未然に防止するという観点で、消費者自身が実践する力として、3つの力、1つが違和感に「気づく力」、これは批判的思考力ですが、そして2つ目がきっぱりと「断る力」、3つ目が1人で抱えずに「相談する力」というこの3つの力を涵養していくことを消費者

教育でもしっかりとやるべきましょうということあります。

さらに言うと、気づく力の中でも、自分で気づくだけじゃなくて、周囲の異変、家族の異変等に気づく力もありますし、相談については、周りに困っている人がいたら相談を勧めるという力もあります。「消費者ホットライン188」とかに相談したらいいのではないかということを勧めていくみたいな力も含めて、涵養していただくように教育していく、啓発していくということを標榜している取組あります。

本題に戻しますと、右下の今期の推進会議における検討事項は、地域ネットワークの構築・強化に関する方策、消費者教育教材・コンテンツへのアクセス改善に向けた方策、ここをしっかりと議論していきましょうということで取りまとめいただきて、消費者庁で請け負っているということでございますので、第7期の先生方には、この部分も含めて御指導いただければと考えております。

2ページ目、お願いします。2ページ目は、令和5年3月に策定した消費者教育基本方針の概要となっております。これを全部説明し始めると、ちょっと時間が足りなくなりますので、本日は第7期の検討課題とされている地域社会における消費者教育、地域ネットワークの構築・強化に関係しそうなところを中心に御説明します。

まず、右側の中ほどに記載されています、学校、地域社会、家庭、職域という枠がありますけれども、消費者教育については、冒頭、津島副大臣からの御挨拶にもございましたが、あらゆるライフステージにおける消費者教育が大事だということで、様々な教育内容、そして担い手について基本方針に書かせていただいているところです。その中で、地域におけるところは上から2つ目に「地域社会」との記載がありますが、ここで消費生活センターが啓発活動とか、あとはコーディネーター機能を担うように体制整備をするとか、見守りネットワークなどの仕組みを活用した普及啓発とか教育の推進ということを掲げさせていただいているということでございます。この基本方針は閣議決定をしているものでございます。

また、地域の取組を支える仕組みとして、下のほうに細かい字で恐縮なのですが、緑色の丸が2つありますけれども、左側の丸のところ、消費者教育コーディネーターの配置・育成と書かせていただいております。多様な関係者や場をつなぐ役割として、消費者教育コーディネーターの皆さんのがいらっしゃいますので、その役割などについても書かせていただいている、地域の中でキーとなる方ということで、非常に重視しているということでございます。

3ページ目は消費者教育の現状でございます。平成24年に議員立法で制定された消費者教育推進法に基づきまして、ライフステージに応じた様々な場を活用して消費者教育を実施してございます。

先ほどのことと重複しますけれども、オレンジが学校教育でございます。令和4年3月に閣議決定されました成年年齢引下げ後の若年者への消費者教育推進方針に沿いまして、文部科学省、金融庁、法務省など関係省庁と連携しながら、高校生向けの「社会への扉」

という教材をつくりながら、それを活用しながら着実に進めてきた結果、今のところ順調に進んできたということでございまして、地方公共団体による出前講座などについても、昨年4月時点では7,000名余りの学生が受講してくれているという状況でございます。

中段の緑色の部分が地域社会における消費者教育でございます。消費生活センターを地域住民に消費者教育を提供する場の拠点として、そこを中心に地域での消費者教育を進めているという状況でございます。法律上、地域においても消費者教育推進計画とか地域協議会の設置を努力義務で設けてございまして、既に47都道府県、政令市についても19の政令市において策定とか設置が進んでいる状況でございます。

また、3つ目のチェックのところですけれども、消費者教育コーディネーターの配置についても基本方針に基づいて進めてございまして、47都道府県、20政令市、全てで配置済み。今後は中核市における配置を推進していきたいということでございます。

加えて、その下のチェックの4つ目ですけれども、自治体における出前講座の実施ということも、かなりの数が行われているということでございます。今後の課題は、先ほど申し上げたとおり、第6期の取りまとめに記載したとおり、コーディネーターとか担い手の育成、そして関係団体とか既存の地域資源、地域ネットワークとの連携強化を、消費者行政分野としてどうやっていくのかということだと思います。そういうところで御議論を深めていただければと思ってございます。

一番下の青色の職域というところでございます。ここについては、第6期から引き続いた論点ということで挙げさせていただいた2点目の論点でございました。これは後ほど資料も御用意していますが、今年度はモデル地域での事業を実施中ということでございます。

4ページ目を御覧ください。今、申し上げた説明の中の地域のところの地域協議会と推進計画の策定状況を細かく見たものです。詳しくは説明しませんが、各自治体において取組を行っていただきたいと考えているのが、その計画の策定と地域協議会の設置なわけですけれども、まず、中核市以上の自治体で対応済みの割合を各都道府県で50%以上にしようという目標を掲げております。この赤字のところが、まだ目標未達の都道府県になっているということでございます。一方で、中核市でも少しずつ取組が進んできたという状況と承知しております。

5ページ目、お願いします。5ページ目も3ページ目で触れました消費者教育コーディネーターの配置状況です。全国で312名ということで、300名を超えるコーディネーターが配置済みでございます。先ほど申し上げたとおり、都道府県、政令市では全て、中核市では62の中核市のうち12の中核市で既に配置済みということでございまして、中核市でコーディネーターを置いていただいているところは、前のページで計画等を策定している自治体に結構リンクしている、重なっているところがあるというような傾向にございます。

6ページ目を御覧ください。6ページ目は、実際に地域で実施している消費者教育の取組の事例を御紹介しております。枠の上のところの○に書いてありますけれども、高齢者等の見守りの活動促進を図る取組が1,085件、エシカル消費の普及を図る取組は838件とい

う実施状況でございまして、中身として、それぞれ抜粋してございますけれども、高齢者等の見守り活動については、例えば高齢消費者被害防止見守りセミナーとか民生委員等の出前講座といったことの実施がされている。これは本当に一例です。

下のエシカル消費の普及啓発のところでいいますと、例えば夏休みの親子消費者教室といった例示を挙げておりますけれども、様々な取組、そして参加人数も様々ありますけれども、多くの方に参加いただいているという状況です。

7ページ目を御覧ください。7ページ目は、自治体に実施していただいている事業者向けの出前講座の事例です。全国で令和6年度は260件実施していただきました。例えば、一番上の新潟県では、消費者志向経営セミナーにおいて、消費者教育についても、エシカル消費とか、そういったことも含めてやっていただきました。

また、下から2つ目の岡山県岡山市では、公民館職員向けの研修ということで、民間企業にこだわらず、公的な部門の職員も職域ですので、そういったところ向けに消費者トラブルの事例などを御紹介していただいているという例があります。

あとは、2つ目の山梨県とか一番下の愛媛県とかですけれども、どの事業者にも関係する景品表示法については事業者は関心がありますので、そこの概要説明とか違反事例を説明する研修会の中に消費者トラブルの事例とか消費者教育にまつわることも入れていただいて、併せて研修していただいている事例などもあります。

続きまして、8ページ目を御覧いただければと思います。消費生活センター等が行う講習を受けた方が、地域サポーターという形で活動されているような取組をされている自治体がございます。ここに書いてありますとおり、27都道府県、15政令市、130市区町村で、数字は団体の数ですので、例えば千葉県でいうと2団体が活動しているということになります。

それで、地域サポーターというのはいろいろな名前がありまして、次のページへ行っていただくと、9ページ目ですけれども、例えば札幌市だと消費生活サポーターで407名の登録がある形で、見守り活動を行っていただいている。八戸市ではアシスト隊という名前で、これも高齢者の見守りをやっていただくということで、様々な名称がありますけれども、見守り、特に情報発信とかミニ講座を開催して啓発を行っていただくとか、サポーター同士が集まってグループを結成して啓発資材をつくっていますとか、地域の中で啓発資材をつくって教育を実施していますとか、様々な取組をやっていただいているところです。

10ページ目を御覧ください。10ページ目は、毎年実施しているコーディネーター会議の概要になります。本年2月に実施した会の御紹介になります。1月に開催された国民生活センターのコーディネーター講座の実施報告をした上で、宮崎県と千葉市の先進事例についてノウハウを共有いただきました。その後、グループディスカッションで様々なテーマについて、コーディネーターの方が参加していただいているわけですけれども、参加者同士が情報交換しながら、お互いの悩み事をピアレビューしていただきながら解決策を考えていくというようなグループディスカッションをして、最後にそれを発表した上で、有識

者として来ていただいた消費者教育支援センター主任研究員の庄司佳子さんに講評をいただいて、皆さん、ヒントを得ながら帰っていただいたという取組でございます。

11ページ目を御覧ください。11ページ目は、地域における被害防止の取組ということで、高齢者・障害者等、孤独孤立しがちな方々の見守り活動ということで、消費者庁が行っている取組を御紹介します。

左側の見守りネットワークについては、御覧いただけますとおり、学校とか福祉関係者、または警察とか企業など、地域の方々に参画いただきながら、高齢者等の見守り体制を構築していくというもので、これを消費者庁が推進しているということでございます。

この取組の一つとして、右側の箱の白丸が2つありますが、2つ目の白丸のところですが、地域における積極的な啓発活動、注意喚起ということも行っているという状況でございます。

続きまして、12ページ目、お願いします。3ページ目で後ほど説明しますと申し上げた職域での消費者教育の取組に関する資料になります。令和4年から様々なことをやってきました。まずは、新人・若手従業員向けの教育研修プログラムを開発し、次の年には壮年・退職期の方向けのプログラムを開発し、それを活用するマニュアルも開発しまして、昨年度はそれを委託事業の形でやってみました。さらに今年度は、モデル地域3事業で、事業者に向けた消費者教育の研修を実施し始めているところであります、この成果が出ましたら、また次回の推進会議に御報告したいと思っております。

13ページ目ですが、学校・地域・職域など、様々な場で活用していただく教材として開発した、VRの体験型教材「鍛えよう、消費者力 気づく・断る・相談する」の御紹介です。動画のコンテンツが3つあります、大学の偽装サークルの事例、もうけ話に乗ってしまう暗号通貨のネットトラブルの事例、高齢者の方が催眠商法で高額のものを買わされてしまうという3つの事例について、VRですので、さもそこにいるかのような形で没入してだまされていくということを経験できるものです。

さらに解決策についても、どうすればよかったのだろうということで、気づく・断る・相談するという各フェーズで何ができたのだろうということで選択肢が出てきて、もう一回振り返ってやり直してみるというようなロールプレイができます。最後は立正大学の西田先生の解説動画も入っているというものです、これは動画としては20分ぐらいなので、結構長いですけれども、大学の授業とかでやってもらうと非常に好評だということでありまして、これを広げていきたいと考えています。

14ページ目は、今年度はさらに進んでいるのですけれども、令和6年、昨年度の実績として、全国でもいろいろ活用が進んでいるということを載せさせていただいたということでございます。

15ページ目、お願いします。15ページ目と16ページ目は、地域等で消費者教育の担い手となる方々を支援するために、消費者庁のポータルサイトにおいて、消費者教育に役立つ教材、あとは取組事例の収集を行って公開しているものになります。

ここで左側の黄色のところですけれども、教材を探す、取組事例を探す、講師派遣団体を探す、そして、消費者庁などが出している普及啓発チラシ、こういうトラブルが最近起っていますというようなものを色々つくっているのですが、こうしたものをどんどんポータルサイトに載せていくて、啓発動画も載せていくっています。消費者庁に限らず、いろいろな主体がつくったもの、例えば自治体とか民間企業とか、倉本委員がいらっしゃるJ-FLECさんがつくったものとか、そういった様々な消費者教育に役立つ資料、啓発資材もそうですし、教育教材もそうですし、そういったものも載せて公開させていただいているということで、ここを地域の担い手の方が検索して、ここからリンク先の教材をダウンロードして現場で使っていただいているという状況でございます。

最後に、17ページ目でございますけれども、令和7年度の地方消費者行政強化交付金の資料になります。下の箱の地方消費者行政強化事業のほうで、1番の（3）、（4）とか2番の（3）といったところで、消費者教育にも充てることができる交付金があり、自治体の皆様にも御活用いただいているということです。

令和8年度については、今の来年度予算の検討の中で、現在、見直しを検討・調整しているところでございます。

駆け足になりましたが、私からの説明は以上でございます。

○大藪会長 黒田課長、どうもありがとうございました。詳しく説明していただきましたので、今年からの委員の方もよく分かったのではないかと思います。また、これについて、後で委員の方から御意見いただけたらと思います。

先に、今、地域の話が出てきておりましたので、先ほど言っておりました埼玉県消費生活支援センター長の岡田委員から説明をいただけたらと思っています。なお、資料5につきましては、メールでもありましたけれども、非公開情報が含まれているということなので、この場限りの取扱いとするように委員から申出がありましたので、委員の皆様、傍聴の皆様におかれましては、資料のお取扱いに御留意いただけたらと思います。

それでは、岡田委員、どうぞよろしくお願ひいたします。

○岡田委員 埼玉県の消費生活支援センターの岡田と申します。今年度から就任させていただいているのに、いきなり説明ということで、ちょっと緊張しています。まず、お配りした資料をご覧いただく前に、埼玉県の消費者行政は、どこで、どういうふうにやっているのかということを御説明します。

まず、本課の消費生活課のほうと、私どもがおります消費生活支援センター。消費生活支援センターは、県の南のほうに本所がありまして、北のほうに熊谷支所があります。消費者教育については、県庁の消費生活課と消費生活支援センターの本所の2か所でやっております。

どういうふうに分けているかといいますと、本庁のほうでは、計画とか企画とか事業者指導の仕事がありますので、それに近いようなところと全体的なところに対応しており、消費生活支援センターでは、消費生活相談と商品テストの機能がありますので、それに関

わる消費者教育を中心にやっています。それに併せ、私どものセンターのほうでは、任意団体の県の金融広報委員会の事務局機能もあり、県民向けの金融教育も直接実施しておりますので、J-FLECさんにも御支援いただきながら取り組んでいるところです。

大ざっぱになりますけれども、本庁と消費生活支援センターは、そのような形で進めているところです。ただ、教育の中心は、消費生活支援センターです。教育コーディネーターもセンターに配置されておりますので、中心となってやっているところです。

お配りした資料の2枚目を御覧ください。上は私が説明するまでもない法の位置づけとかセンターの役割、下が具体的な取組です。子供を中心のもの、全世代にまたがるもの、あとは教育委員会とかが連携するような若年層に向けてのものというふうに分けているところです。

まず、教育委員会・学校との連携、右側になりますが、こちらが教職員向けの5日間程度の連続セミナーを毎年、夏休み期間に開催しております。

また、高校教員を令和2年度から2年間の期限で、長期ということで受け入れをしております。この高校教員と私どものところの職員、役付職員が消費者業務のコーディネーターをしておりますので、教育委員会とのつなぎとか、そこに関わるようなものに一緒に対応しているところです。教育委員会とは定例的に連携会議を行っています。

また、本課のほうでは、高校や大学と連携した不当表示広告の調査なども行っています。

一旦、左側のほうに行っていただきまして、本県では「彩の国くらしプラザ」、これは愛称ですけれども、生活科学センターという消費者教育施設の運営をしております。こちらについては、次のページで改めて御説明させていただきます。

全世代向けとしては、真ん中の一番上は教育のほうに配置したほうがよかったのかもしれないですけれども、「ホントに分かる！消費生活」の配信ということで、教材を主に高校や大学の教員向けに配信しています。パワーポイントの資料ですね。

高齢者向けの注意喚起としては「お助けかわら版」というものを、データ配信また紙媒体でも配って、市町村の広報紙などに掲載していただいています。

その下の「くらしの110番」は、消費生活センターに寄せられる相談事例などを取り込みながら、トレンドで皆さんに気をつけていただきたいことなどを配信しているところです。

併せて、Xでも適時、ポストで毎年100ぐらいを、ここに書いてありますような悪質商法に関する注意喚起とか事例の紹介とかイベントの告知、商品安全に関することも含めて行っているところです。

ほかに、ラジオでのスポット啓発、スポーツイベントや市町村の消費者展への出展。

「消費者教育ホットライン188」の周知については、いろいろな場面において行っているところです。

右側の下になりますが、講演会・講座・講師派遣。これは全世代に対して行っています。ほかの団体との連携ということで、市町村や学校団体の講座開催を支援しています。具体的には、講師派遣などを行っているところです。

それ以外に、県が主催、または市町村と連携で、主に高齢者向けの大規模講演会などを行っています。

彩の国くらしプラザというのは先ほど申し上げた、お子様方がたくさんお越しになる施設です。簡単に御説明します。こちらは消費生活支援センターの本所、川口ですけれども、そちらに併設して設置されております。運営については指定管理です。オープンしたのが平成15年2月で、リニューアルオープンを平成24年2月にしています。

こちらのアクティブラーニングができるシアターが、学校の先生方とか専門家から評価をいただいているところですが、今後の課題としては、先ほど黒田課長のほうからVRなどの紹介もありましたが、デジタル世代に合わせたコンテンツというのを導入していく必要があるでしょうし、テーマについても、これをオープンした頃はSDGsの視点がなかったものですから、そういうものを取り込んでいくという検討をしているところです。

全体を通じまして、先ほどのメニューでいろいろ申し上げたのですけれども、足りないところに本当に届いているのかということが分からぬなということと、戦略的にこういった施策ができているのかということについては、課題があると思っております。

以上です。

○大藪会長 ありがとうございました。非常にいろいろなことをやっていらっしゃるので、また広島の説明をしていただいてから、皆さんから御質問とか御意見をいただけたらなと思います。ありがとうございました。

続きまして、広島市民局消費生活センターの所長の久波委員から説明をお願いいたします。

○久波委員 改めまして、広島市市民局消費生活センター所長の久波でございます。本日は、広島市の取組等について資料に沿って御説明させていただきたいと思います。

広島市の紹介についてですけれども、お時間の都合上、資料上での説明・紹介とさせていただきますが、人口約117万人、8行政区を有する地方都市ということになっております。

私がおります広島市消費生活センターは、広島市の中心部にあります広島そごう、百貨店と同じ建物にありまして、年間8000件余りの電話、来所及び電子メールによる相談を受け付けております。開館時間等は記載のとおりでございますが、体制としましては22名の体制。管理職員2名、私と担当課長。そして一般職員が8名、それ以外に消費生活相談員が12名おります。

それでは、広島市の消費者教育に関する取組の課題について御説明させていただきます。

最初に、広島市における取組についてです。本市における消費者教育は、ライフステージに応じた消費者教育の推進を基本方針の一つとしております。

その内容についてですが、①学校における消費者教育の推進として、自立した消費者として行動することができる力を育成するよう、消費者教育の充実を図ることとしています。

また、②地域・家庭・職場における消費者教育の推進として、生涯を通じて切れ目なく消費者教育を受けられるよう、年齢層に応じた啓発活動を行うとともに、取組を進めています。

る事業者等を顕彰し、取組意欲の向上を図ることとしております。

具体的な取組について簡単に見ていただきたいと思います。

まずは、学校における消費者教育の推進についてです。主な取組を4つほど御紹介させていただきます。

①として、出前講座の開催です。これについては、主に消費者教育コーディネーターの職員が担当しております。資料、中ほどにあります出前講座の実績にも記載しておりますが、2024年度は16校、受講者数3073人に対し、消費生活出前講座を実施いたしました。また、学校訪問を積極的に行い、出前講座のPRを行っているところでございます。

右のほう、②としまして、消費者教育情報のメール配信です。これは広島市立の小学校・中学校・高等学校、特別支援学校及び中等教育学校の計213校に対し、若者向けトラブル情報や出前講座の案内を年8回程度配信しているものでございます。

左下の方、③としまして、消費者教育啓発チラシ等の計画的な配布についてです。毎年、広島市立の小学5年生・中学2年生に対し、広島市で作成しております若者向け啓発チラシなど、合計約2万4000部配布しているところでございます。また、高校2年生・3年生に対しては、高校生の消費者トラブル防止として、成年年齢引下げに係る啓発チラシとともに、合計約5000部を配布しております。

右下、④としまして、教材等作成です。教員を対象としたオンライン講座を2本ほど作成し、各学校に配信する消費者教育情報の受講を呼びかけるほか、分かりやすく学ぶための消費者教育教材や、教員が指導する際に参考となる指導資料等を作成・配布するとともに、外部の消費者教育講師を紹介したチラシ等を作成しているところでございます。

次に、地域・家庭・職場における消費者教育の推進についてです。主な取組を4つほど御紹介いたします。

左上、①としまして、配食サービスを利用した情報提供です。広島市高齢者配食サービスを利用している地域の高齢者に対し、食事と併せてチラシを配布しているところです。2024年度は計12回、4万8000部を配布いたしました。

下に行っていただきまして、②おやこ消費者学習会の開催です。夏休み期間中に小学4年生から6年生と、その保護者を対象に学習会を開催しております。今年度につきましては、お金の使い方やスマホの使い方といったものをテーマに学習を行いました。

右上に行っていただきまして、③教員を対象とした講座の実施です。昨年度から、教員の採用前研修で消費生活出前講座を実施しているところでございます。これから教員となる若者に対し、自らの消費者トラブルへの注意だけでなく、児童生徒への消費者教育の重要性を認識してもらう内容としているところでございます。

右下、④としまして、研修実施の呼びかけです。職域における消費者教育機会を広げるため、商工会などの事業者団体に研修実施を呼びかけているところでございます。

次に、広島市における消費者教育の課題について御説明させていただきます。下ですけれども、1つは職域現場における消費者教育機会の拡大についてです。取組の中でも説明

させていただきましたとおり、職域現場での消費者教育の機会を創出するため、様々な方法で研修実施の呼びかけを行っているところではございますが、各々職域現場の事情もあり、なかなか実施につながっていない状況でございます。引き続き、あらゆる機会を捉え、消費者教育の重要性を説明しながら積極的に呼びかけを行っていきたいと考えているところでございます。

もう1つは、見守り関係者と連携した消費者教育の充実です。本市では、高齢者や障害者等の生活弱者を地域で見守る体制を構築するため、消費者安全法に基づく見守りネットワーク及び消費生活教育団体等制度を活用し、見守り関係者と連携を深めているところですが、なかなか実効性のある取組につながっているところではございません。今後はさらなる連携を深めるとともに、見守り関係者の消費者教育や、見守り関係者を通じた高齢者等への消費者教育の充実を行うことで、消費者被害の未然防止や拡大防止を図っていきたいと思っております。

以上、簡単ではございますが、広島市における消費者教育の取組と課題について御報告させていただきました。ありがとうございました。

○大藪会長 ありがとうございました。岡田様、そして久波様、それぞれの地域の取組について御説明いただきまして、ありがとうございました。地域の内容と学校教育とか職域、そのほかというところで、いろいろな視点で質問もあると思いますけれども、最初に質問をお受けいたしましょうか。もしもここを聞きたいとかいうことがありましたら、どうぞ。

角山委員、どうぞよろしくお願ひします。

○角山委員 ありがとうございます。

岡田委員にお伺いしたいのですけれども、資料の2枚目の教職員向け連続セミナーの下の丸に高校・大学と連携した不当表示広告の調査と書かれておられますけれども、どのような形で連携を取りながら高校・大学と連携しながら行っているのかというのを、すみません、本質とずれるかもしれませんけれども、連携の取り方とかをポイントにお伺いできればと思います。よろしくお願ひいたします。

○大藪会長 お願いいたします。

○岡田委員 これは本課の消費生活課のほうでやっている事業ですので、正確に御説明できるかどうか分からぬのですけれども、令和6年度、昨年度で言うと、高校7校、大学2校とともに実施したというふうに聞いております。私の知っている範囲になってしまいますが、生徒さんたちに、広告などで、これはちょっとおかしいのではないかというところを探してもらい、自身で今まで全く気にしていなかったことに気づいてもらうということをやっているようです。実際に実施している高校の先生とお話をしたときには、授業としても非常に盛り上がっていくし、気づきも入って、これから的生活上の安心も確保できる、非常にいい取組だというふうに聞きました。始めたきっかけ等については、すみません、今日は情報を持っていません。

御説明になっていりますでしょうか。

○角山委員 ありがとうございます。

○大藪会長 ありがとうございます。これはもともと不当表示のものを選んでいるということですか。

○岡田委員 いろいろなやり方があると思うのですけれども、生徒さんたちが見て、ここがおかしいのではないかというのを、恐らく生の情報を見ながら探しているのではないかなと思います。

○大藪会長 どうもありがとうございました。

ほかにどうでしょうか。取組のことで何かお伺いしたいことがありましたら。

坂本先生、どうぞ。

○坂本委員 鳴門教育大学の坂本です。

今の資料のところで私もちよっと質問がございます。教職員向け連続セミナーということで、教育委員会・学校との連携をされているということですが、私も教員向けの研修会でいろいろな都道府県に行くのですけれども、対象者がどの校種でもどの教科でもいいですみたいのがあって、すごくやりにくかったり、募集したけれども、あまり集まらなかつたりみたいなことがあったりするのですけれども、どんな対象でされているのかとか、課題はこんなことだみたいなことがありましたら教えていただけますか。

○大藪会長 では、岡田委員、よろしければお願ひします。

○岡田委員 これは当センターのほうで実施します。家庭科の先生が多く参加されていらっしゃいますけれども、もちろん社会科の先生でもいいし、まず消費者教育というのはいろいろなメニューがあって、どの教科でも取り組むことができるということを知っていたくだくことが大事かなというふうに思っています。ですので、メニューを豊富にして関心を持っていただくということはやっています。

併せて、ちょっと課題かなと思っているのは、学校のほうにいろいろな形で通知をするのですけれども、それが現場の先生方になかなか届いていないということで、どんなふうにすれば先生方に届くのかということです。いろいろな工夫をしていますが、知らなかつた、知っていたら参加したかったのにという声は未だにいただいているので、今、模索しているところです。

以上です。

○坂本委員 ありがとうございます。連続セミナーというのは、何が連続されているのか教えていただいていいですか。

○岡田委員 連続は、5日間連続とか、集中的にやるという意味の連続になっております。

○坂本委員 そうなのですね。ありがとうございます。

○大藪会長 坂本委員、よろしかったでしょうか。はい。

今、ちょうど現場になかなか届かないという話がありましたけれども、現場の先生方、いかがでしょうか。角正先生とか佐紺先生とか並木先生とか。言っていてもなかなか現場には届かない。どういう形が一番届きやすいのか、もし分かれば教えていただけますか。

角正先生。

○角正委員 角正です。

福井県でも、実は現場の先生には届きにくいという声が同様にありますて、私がこの立場になってやっているのは、高校の家庭科の研究会がありますので、そこの研究会の家庭科の部会長の先生にこういったものがあるのだということをお伝えして、家庭科の先生対象に、まずはいろいろなことを知ってもらうと。家庭科の先生がこれ、いいねとなったら、さらにその先があるのかなというふうに思いまして、そういう形を福井県では私が関わるところではやっているというのが現状でございます。

以上です。

○大藪会長 ありがとうございます。家庭科の先生がいいと思ってもらわないといけないということですね。ありがとうございました。

佐紺先生、いかがですか。

○佐紺委員 市立函館 佐紺です。

今、おっしゃられたように、私ども北海道でも年に2回ほど、夏と冬に大きな家庭科の教員の研修会があります。そのときには、必ずこういった消費者教育に関わる、金融教育とかも含めてですけれども、情報提供をするようにしています。また、北海道教育委員会で教育課程編成・実施の手引というのを毎年度つくっているのですが、そちらのほうにトピックのような形で、消費者教育に関わるものを作り込むようにしています。この教育課程編成・実施の手引を使った研修があるので。全道の家庭科教員がオンラインで参加するという会なものですから、そこで情報提供でとどまっているようなところもありますけれども、やっております。そんなところでよろしいでしょうか。

○大藪会長 それはセンターさんとかがそちらの全体のところに連絡すれば、学校の先生方に伝えていただけるということなのでしょうか。

○佐紺委員 家庭科の指導主事が例えれば窓口になって北海道消費者協会の方とやり取りをしたりということもありました。

○大藪会長 ありがとうございました。

並木先生、いかがですか。

○並木委員 今、教科の教育研究会や教育委員会のお取組についてのお話があったと思うのですけれども、基本的にはその2つが重要であると思うのですが、加えて、戦略的な取組があるといいかなと思います。例えば、一本釣りという言い方をすることもありますが、指定校でこういった実践をやって、その成果を地域の教員のほうに成果を普及して、工夫ある指導法や教材の良さとなるべく多くの教員が体験することによってプラスに回転が回っていくように、教育実践が効果的に広がっていくための仕掛けづくりがさらにあると有効なのではないかなと思いました。

○大藪会長 ありがとうございました。学校にはたくさんの情報が行くのだと思いますけれども、ありがとうございました。

ほかに岡田委員と久波委員のお話で何か質問がありましたら、お願ひできますか。

末吉委員、どうぞ。

○末吉委員 御指名ありがとうございます。

私の専門の話で恐縮なのですが、岡田委員からは教職員に向けた連続講座というお話がありましたけれども、エシカル消費がテーマとなるような講座が含まれているどうか、教えていただけますでしょうか。お願ひいたします。

○大藪会長 岡田委員でよろしいですか。

○末吉委員 岡田委員、お願ひいたします。

○岡田委員 エシカルに関しては主要テーマというふうに考えているので、毎年必ず入れております。学校というか、世の中的にエシカルとか環境ということに关心が結構高まっているようで、企業さんなんかもいろいろな取組をなさっているので、そういった企業さんの取組をそこで御紹介して、実際に皆さんにいろいろやっていただくというのが大変好評です。

○末吉委員 大変心強いです。ありがとうございます。

○大藪会長 よかったです。ありがとうございました。

ほか、いかがでしょうか。何か御質問ありますか。

高比良委員、お願ひします。

○高比良委員 全相協の高比良です。

広島市の久波委員と埼玉県の岡田委員、両方の委員にお聞きしたいのですけれども、それぞれ学校等へ出前教育を行っているということなのですが、広島市にはコーディネーターが1名在籍ということで、埼玉県はちょっと分からぬのですけれども、講師としてはどのような方が行かれているのでしょうか。コーディネーターだとしたら、そのコーディネーターはどんな方がされているのでしょうか、教えていただければと思います。

○大藪会長 それをお願いいたします。

○久波委員 広島市からお答えいたします。

消費者教育コーディネーターは、今は広島市立の小学校の校長OBの方にやっていたいておりますし、その関係で校長会とかにも呼んでいただいて、その場でこういった取組で出前講座をやっているという話を深めたり、また各校長先生のほうからフィードバックしていただくような形でやっているところでございます。

以上です。

○大藪会長 ありがとうございます。

岡田委員、いかがですか。

○岡田委員 コーディネーターは、当センターの消費者教育を担当する役付職員が充て職で対応しているところです。

○大藪会長 ありがとうございます。

高比良委員、よろしかったでしょうか。

○高比良委員 ありがとうございました。

○大藪会長 ありがとうございます。

地域の消費者教育をこれからやっていかなければいけないと思うのですけれども、その辺のコーディネーターの話もこれから出てくるところなのですけれども、遠藤委員とかはいかがでしょうか。その辺、ACAPさんとか、地域に対する教育ということで何かありましたらコメントいただけますか。

○遠藤委員 NACSの遠藤です。

地域に対する消費者教育の部分で、私どもの講師派遣事業の中から、最近特に見えてきたものがあるので、少しお話をしますと、介護や福祉に充実する方、例えばケアマネさんとか家事支援といった方に対する講座が最近、とても増えてきています。高齢者、特に要支援とか要介護1・2といった方というのは、被害を受けていることに気づかないケースが非常に多くて、生活支援員とかケアマネさんがおうちに訪問して初めて段ボールが積んであることに気がつくというところがケースとしてある。そういったところから、そういう方にも知識として消費者教育の機会を設けるというところが、ちょっとニーズが増えているのかなという感じます。

それと同様に、単なる学校講師派遣ではなく、支援学校とか小規模作業所に勤務する知的障害を持って働いている方にも、消費者講座をしてほしいという依頼が最近出てきておりまして、地域の中で地域ネットワークを構成する主体の一つというのですか、そういう方も、先ほど埼玉の岡田様の話にありましたけれども、届けるべき人にきちんと届けるという、その視点がもしかしたら非常に求められているのかなというのが、ここ最近、非常に感じたところになります。

以上です。

○大藪会長 貴重な意見ありがとうございました。角山委員、何かありましたら。関係あるかなと思ったのですけれど。

○角山委員 ありがとうございます。

先ほどおっしゃっておられましたとおり、知的に障害をおもちの方や認知症の方、精神疾患を患っておられる方、様々な方々が消費トラブルであるとか、または本人さんとしてはトラブルと思っていないという点が多くの課題を感じています。私たちは消費者教育は専門ではございませんので、私たち福祉業界でサポートする者が、消費者センターの皆様に協力をいただきながら消費者教育についての知識を勉強をしているというのが現状です。

○大藪会長 ありがとうございます。また地域のところで、先ほどの広島の方が言つていらっしゃったように、地域の安全協議会で一緒に協働的にやらないといけないのかなと思いました。

ほかに職域のところということも、教育のところで幾つか視点が出てきたと思いますけれども、何かそのところでコメントとかがもしありましたら、土田様、宮木様お願ひできますか。

土田委員、ACAPのほうからどうでしょうか。

○土田委員 ACAPの土田です。

職域の消費者教育については、正直、企業によってかなりばらつきがあるというのが実態と思っております。ACAPの会員企業でもいろいろな業種の方がいらっしゃいます。例えば、製造業でも、物を造っている会社、食品メーカーもあります。また、サービス業、金融関係と幅広くございまして、その中で言いますと、特に生命保険会社さんですとか金融系の企業については、その職場の中での消費者教育というところの取組を結構始めていらっしゃるという声は多く聞きます。ただ、製造業のほうは、まだまだその声というのは聞こえてきていないなと思っております。

1つ、職域の消費者教育を広げるヒントになるかなと思っていますのが、私も製造メーカーに勤めておりまして、特に物を造っているメーカーというのは、工場で多くの人が働いています。その工場の方というのは、実は労働災害とすぐ近くの関係にあります。労働災害を防ぐために、会社としては、その中で毎月のようにやっているKY活動というものがあります。KYは危険予知です。ふとした気を抜くところだけがをしたり、そのために工場が止まってしまったりということにもなりかねませんので、そこはかなり力を入れてやっている会社さんが多いのではないかという印象は持っています。

そういうKY活動にしても、通常ですとひと月の中で取っている時間が10分とか15分ぐらいなのですが、その中にプラス5分とかというような形で、何かそういった消費者教育に関わるところを追加していければいいのかなというふうに思っています。ただ、これはものづくりのメーカーならではの活動と思っていますので、それ以外の業種・業態によって、何かそういった教育のタイミングといいますか、うまく生かせるような形で進めていけるといいのかなと思っています。ありがとうございます。

○大藪会長 ありがとうございました。職域のところが、広島市さんとか埼玉とか、どの辺につながっているのかなということもあったと思いますけれども、1つコメントとしていただけたと思います。

ほか、宮木委員、質問でもいいですし、協会として何かできる内容とかがもしコメントとしてあればお願ひいたします。

○宮木委員 ありがとうございます。

資料の中で興味があったところで、お時間が許すようであれば御質問させていただきたいのですけれども、岡田委員の3枚目の資料で来館実績のところ、リニューアルオープンを2回されていて、そのタイミングで来館者が非常に増えているというところがあったと思います。最初の平成14年のときには、リニューアルオープン後、来館者数が年々減っているのですけれども、その後の平成24年の段階では、リニューアルオープンの後、来館者数はむしろ長期的に増えているというところなのですが、ここでどういう取組をされたことでそういう来館者数をキープしたのかというのは、非常に興味があったので教えていただけたらと思います。

○大藪会長 ありがとうございます。

では、岡田委員、お願ひいたします。

○岡田委員 リニューアルのときには、私自身はここにおりませんでしたけれども、リニューアルをうまくPRしたことと、現在、この施設については、消費者被害と金融教育というところに重きを置いた施設になっていて、それを体験できるというものですね。そこが1つ興味を持っていただいているということと。

あとは、先ほど申し上げたような、資料にも書いてあるのですけれども、中にアクティブラーニングができるシアターというのがありますと、ここでは新しい映像をつくりまして、トレンドのものを上映しますが、その中で、中の支援員が子供たちとやり取りをしながら、いろいろ進んでいくということで、そこのホスピタリティーというのですか、単に子供たちが見て回るというだけではなくて、シアターにしても、フロアにあるアトラクションにしても、どんなふうに遊べばいいかということを教えてくれる人たちがいるということで、そこに人が介することによる効果というのですか、満足度が非常に高くなっているところです。

一般の方はそうですし、あとは社会科見学でお見えになる方たち、小学校5年生がとても多いのですけれども、ここに行ったらこんなふうだったよという、ちょっと口コミの部分とかもあると思いますし、一度お越しになると毎年来てくださる。そこでまた知ったところがプラスで来てくださるというような相乗効果で、一定の来館者に来ていただいているのかなというふうに思います。

もう一つ言うと、生活科学センターという施設以外に、SKIPシティという一角でNHKとか映像ミュージアムというのがここに併設しているので、そういったところを回りながら生活科学センターにお越しいただいているということもあるので、施設間が連携して相乗効果を上げているという部分もあると思います。

以上です。

○大藪会長 ありがとうございました。

宮木委員、よろしかったでしょうか。

○宮木委員 ありがとうございます。

今は、課題があるとかトラブルに遭遇した方がソリューションを探すのは、ネットとか生成AIを使うといろいろ情報に触れることができるようになっていると思うのですが、そもそも関心を持つというところに大きなハードルがあると思っているので、今のお話というのは非常に興味深いなと思いました。ありがとうございます。

○大藪会長 ありがとうございました。リニューアルが10年でできるというのも、お金を結構持ていらっしゃるのかなと思ったりもしたのですけれども、ありがとうございました。

ほかはいかがでしょうか。

倉本委員から何かもし御意見、御質問ありましたら。あと、江花委員もお願ひいたします

す。倉本委員。

○倉本委員 先ほど埼玉県と広島市に御説明いただいた中で、私どもがやっている金融経済教育と、先ほどの挨拶でも言いましたけれども、課題としては全く同じだなと思ってお聞きしておりました。

1つ質問になるのですが、教育の場を設けていく際にアレンジしてもらう手間が結構障害になって、中身はいいのだけれども、なかなか申込みをしていただけないというのが、私どものこの1年半ぐらいの課題になっていまして、職域であると職員の時間があまりないので、集めるのが大変だと。学校では先生の時間がないので、なかなかできないというような話を聞くことがしばしばあります。

私どもは、そういうニーズがあるならばということで、いろいろなプログラムといいますか、授業のパッケージ化でリードタイムを短縮してみたり、あるいは特に職域向けは集められないということであれば、動画も御用意してe-ラーニングをしていただく。まだ手始めの段階なのですけれども、そういうふうな工夫をして、これから結果が出るかどうかをモニタリングしていくなければというふうに今、思っているところでございます。そういった具体的なニーズへの対応みたいなもので、こういうものは効果があったとか、先ほどちょっと見ていた広島市の例で、3のところにメール配信とかで小中高校向けに発信していかれる。我々も今、取り組み始めているところなのですが、こういう情報提供というものは、必要だと思ったときに気づいてもらえるという意味では効果的なのかなと思ったのですけれども、例えばこういうものの効果とか、大きい効果かどうかは別として、こういうニーズにうまく応えていけたという事例が、それぞれもあるようでしたら教えていただければと思います。

○大藪会長 ありがとうございました。

それでは、広島市の久波委員、お願いできますでしょうか。

○久波委員 ありがとうございました。

効果というと、目に見て、これがそこにつながったとかというものはなくて、総合的な面での効果が出てきているという形でしか出てこないので、ちょっと申し上げにくいのですけれども、このページにもありました出前講座等の実施数なども、一部はこういったメール発信をして知っていただくということがつながっているのかなというふうに思っております。

先ほど委員のほうからe-ラーニングはどうかという話があったと思うのですけれども、広島市ではまだそこまでは手をつけていないのですが、来年度、まずは広島市の職員に対して、こういったe-ラーニング資料というものをつくってやっていこうと考えています。それがうまくいけば、学校あるいは職域のほうへそういったものを開放していこうという形で、取りあえず来年度以降、効果をはかるためにやっていこうかなというふうに考えているところでございます。ありがとうございました。

○大藪会長 ありがとうございました。

それでは、江花委員、すみません、お待たせいたしました。

○江花委員 ありがとうございます。

埼玉県さんと広島市さん、それぞれにお伺いしたいのですけれども、今回御紹介いただいた取組は、近年深まつていったものなのか、あるいは数年前とか十数年前から継続的に取り組まれているものなのか教えていただければと思います。何をお尋ねしたいかというと、もし取組が深まつたということであれば、何かきっかけがあったのか。例えば、消費者教育推進法の施行とか成年年齢引下げであるとか、あるいは首長が替わった、担当者が替わったことで一気に進んだとか、そういうものがあるのかということをお尋ねしたいと思います。

もう一点が、こういった取組を進めていくに当たっては、予算や担当職員のマンパワーが必要になると思うのですけれども、自治体からそういった予算であるとか担当職員の割り振りといったところについて、十分な対応といいますか、手当てがなされているかどうか、不足と感じられている部分があるかどうか教えていただければと思います。

○大藪会長 江花委員、どうもありがとうございます。どちらからでも構いませんけれども、いかがでしょうか。

○久波委員 広島市です。

非常にお答えしにくいところで、最近になってどうかと言われると、はっきり言って分からぬですね。徐々にこういったものは効果が出てくるようなものでございますので、例えば先ほどちょっとありました、メール発信をしたから、すぐにそれが何かにつながった、あるいは出前講座がこういう形でつながったというのは分かりにくい。先ほど申し上げましたように総合的な話ですので、徐々にそういうものが、ある意味最近ニュースやSNSとかで何とか詐欺とか、そういうものもあって、マスコミ等でも取り上げられたりすることによって、相乗効果が生まれているというふうに考えているところでございます。

次、予算のほうです。非常に申し上げにくいのですけれども、十分かというと、我々、まだまだやりたいことがたくさんあります。そういう意味では、予算も人も足りていないといえば足りていないと思います。ただ、予算に限りがありますので、その中でいかにして効率的に、いかにして限られた予算で有効なものをやっていくかというのを考えるのが我々の仕事だと思っておりますので、そういう目で毎年考えながら、事業あるいは施策を進めているところでございます。すみません、説明になってしまんが、広島市は以上でございます。

○大藪会長 ありがとうございます。岡田委員、どうぞよろしくお願いします。

○岡田委員 久波さんが予算と体制についてはお答えいただいたので、それ以上に追加するようなことはないのですけれども、本当にきれいごとではなくて、やりたいことがいっぱいあって、こここの委員の皆さんには、消費生活が広くて深くて、やり始めたら幾らでもできるし、実は仕事としては本当にやりがいがあるということは重々御承知だと思うのですけれども、その中で足りるかといえば足りないですけれども、私もこの消費生活は、この

間、消費者庁の方に名前が地味でしょうというような言い方をしたのですけれども、まさかこんなにやりがいのある仕事だと着任するまでは思っていなかったです。

それを県民に伝えていければいいのかなと思っていて、人が介して、それをどういうふうにアレンジして伝えていくかということなので、そこに向けては人の力で全力でやっていくし、うちの職員も一生懸命やっているというふうに思っています。

○大藪会長 ありがとうございました。江花委員、よろしかったでしょうか。

○江花委員 ありがとうございました。

○大藪会長 e-ラーニングの話とかも出てきましたので、原田委員、すみません、遅くなつて申し訳ないですけれども、何かもし御質問でもいいし、御意見があればお願ひいたします。

○原田委員 原田でございます。ありがとうございます。

e-ラーニングと一言で言っても、e-ラーニングというものこそ、分野的にもネット関連のものは非常に進化が早いものですから、それについていくのは大変かなと思いますけれども、皆様の工夫で頑張っていらっしゃるのではないかというふうに思います。

誰一人取り残さないというのは物すごく覚悟が要ることで、いろいろな職域にしろ、どこにしろ、全てに属さない人という人がだんだん増えてきている世の中ですので、誰一人取り残さないというのは、言うことは簡単なのですけれども、今、全てにおいて物すごい覚悟が要るのではないか。どこにも属さない人たちにまでリーチすることは並大抵なことではないので、それを簡単に言うことは、私は逆に避けたほうがいいのではないか。今、それぐらい、誰一人取り残さないなんてきれいごと、できるわけないじゃんというところが私の正直なところなので。属したくない人たちもいますので、その思考も知っておいていただきたいなというふうに思います。

職域のところで、私の意見と、できれば御質問いただければと思うのですけれども、ACAPさんが業態についてばらつきがあるとおっしゃっておりまして、私もまずはそのとおりなのではないかなというふうに思います。例えば、私が関連するようなIT企業とかデジタル関連の企業というのは、逆に消費者教育でというと、ネットのトラブルが大体多いものですから、自分たちの悪口を言われているみたいな感じがして、絶対に嫌がると思うのですね。だから、自分たちがやっていることは悪いことなのではないか、こんな広告にだまされたよみたいに、自分たちも広告を出しているのですけれども、そういう分野的に絶対やりたくないみたいな業態がかなりいるのではないかというのが1つ。

広島市さんのほうで、商工会とかに実施の呼びかけと書いてありますけれども、商工会ということになると、多分中小企業とかを対象にしていらっしゃるのかなと。私もたまに職域に関するところへ行ったりするのですけれども、小さいところは、こういう言い方をしたら悪いかもしれないのですけれども、例えば高校を卒業して入ってくる高卒者が多いような職域であれば、18歳になったばかりというような若い世代の人たちなので、消費者教育というようなところがリーチしやすいのかもしれない、高卒で入ってくる方々がほ

とんどの工場地域のようなところであれば非常にやりやすいし、大事なお金を守るために
いうような形で受け入れやすいのですけれどもね。

一方、大企業みたいなところになりますと、ほぼ社員自体に選民意識があって、私たちはそんなことに引っかからないみたいな感じがあって、前に、誰もが知っている大企業に、何の気まぐれか分からないですけれども、呼ばれたことがありますて、そうすると、こっちが行くのがおまえの取引先みたいな扱いを受けるのですね。私はおまえの部下じゃないみたいな、資料を前の日に取り替えてくれというメールを夜中に平気で寄越してくるような。二度とおまえの会社には行きたくないというようなところもあったりして、企業のレベルというか、企業の大きさによるということになると、職域と簡単に言うのだけれども、めちゃくちゃこれが多様化している。

その職域ごとに合わせた消費者教育というのをつくっていかないといけないということは、単に同じプログラムを職域に広げればいいねというのではなくて、それぞれ業態によってニーズも全く違えば立場も違うので、その人たちにリーチさせるように本気で考えるのであれば、業態ごとにどういうニーズとしての消費者教育があるのか。IT関連のところにネットの話のトラブルなんかを持っていった日には思い切り嫌われますので、そんなこと、あまり文句を言われたら、法規制が入ってしまって余計なことをするなみたいに思われてしましますので、その辺はよく考えて、今後職域というところを検討するのであれば、業態ごとにきめ細かく見ていくというのがいいのではないかと思いました。

以上です。

○大藪会長 原田委員、どうもありがとうございます。職域も、本当は学校教育もそうなのですね。学校によって全部というわけではないので、なかなかその辺が難しいと思います。

最後に、小井戸委員から一言、学校教育において何かあれば言ってください。

○小井戸委員 ありがとうございます。

皆様のお話を聞きながら考えたことが3点ありますので、簡単に申し上げたいと思います。

学校現場で働いていた肌感覚になってしまうかと思うのですけれども、子供たちを育てるということの中に、教員の中に消費者を育てるという意識がどれだけあるかというのは、考え方直さなければいけないなということを今、改めて思っています。大学生の授業をしていても、説明書を読んで、なかなか読解ができない。読解ができないと、どこかで落とし穴があって何かに引っかかったりということで、消費者問題につながるということを今、切に思っているところで、国語の力とか算数の力とか、家庭科以外もすごく関わってくると思いますので、全ての教科が消費者を育てる、消費者として生きていくための力を育てるのだという意識は、生きる力とともに多くの教員の中に持つていなければいけないかなということを思いました。

ただ、私の周りの先生方もすごく真面目な方が多いので、消費者教育とか環境教育とい

うふうになると、何々しなければならないという、ちょっと言い方がよくないかも知れないですけれども、考え方の押しつけとか、これがいいのだという押しつけになってしまふところがありますので、そうじやない教育というのもすごく大事で、忙しい教員の中ではすごく難しいことかもしれませんけれども、そういう意識を持っていくことがすごく大事だなということを思いました。

忙しいというふうに言いましたけれども、教員はすごく忙しくて、いろいろなことをやらなければいけないので、とにかく忙しいということで、なかなか研修が受けられない。受けるところまでのモチベーションを持っていけないというところもありますので、私も家庭科の研究授業とかで、ちょっと新しいことをすると、どうしてそういう情報を知っているのということを聞かれることがよくあったのですけれども、情報にたどり着くまでに時間がかかりますので、こういうサイトがあるとか、こういう有効な出前講座があるというのは、本当に分かりやすく単純に伝えなければいけないなということを思いました。

今、出前講座の話をしましたけれども、出前講座というのも申し込むまでにすごくハーダルが高いのです。考えなければいけない、申込書を書かなければいけない、事前準備、打合せを考えると、やめておこうかなというふうに判断されることが非常に多くありました。すごくいいものでも、ちょっと時間がないからやめておこうかということで、やめていかれる先生たちが多いので、簡単だし、言い方が悪いですけれども、先生方が楽になりますよという感じでいかないと、なかなか進まないのかなということを思いました。

ただ、出前講座をPTAと連携させてPTAの総会で使ったり、授業参観とかで使えば、職域とまではいきませんけれども、家庭教育と学校教育とまとめてできると思いますので、授業参観とかを大いに使って推進していく様子、何か考えていきたいなということを思いました。

以上です。

○大藪会長 小井戸委員、どうもありがとうございました。最後のところは、今度、7期でやるコンテンツにどういうふうにしてたどり着くかということと関係があると思いました。

ありがとうございました。皆様から非常に多くの御意見、御質問いただきまして、特に岡田委員と久波委員、今日はいろいろと御説明いただきまして、本当にありがとうございました。

それでは、これから議題6、事務局から「地域における消費者教育の推進に向けた地域ネットワークの構築・強化に関する分科会」、先ほどちょっとお話をありましたけれども、その説明を簡単にお願いいたします。黒田課長、お願いします。

○黒田課長 議題6でございます。資料7を御覧いただければと思います。

中ほどの目的のところから説明しますが、先ほど来申し上げたとおり、第6期の消費者教育推進会議の取りまとめにおいて、第7期の検討課題とされている、地域における消費者教育ということで、ここにあります地域における教育資源を積極的かつ有効に活用する

を通じて、あらゆるライフステージの多様な消費者への消費者教育の機会の創出・充実に向けて、地域ネットワークの構築・強化に関する方策について検討を行うということを考えております。

具体的には、各地域におきまして消費者教育コーディネーターが十分に役割を發揮して、金融、情報、エシカル消費等の様々な領域を視野に入れながら、教育の「場」の創出、そして「担い手」の発掘とか育成・活用を行い得る団体とか既存ネットワーク等との連携関係を強化することができるよう、何が現場で課題になっているのか、目詰まりを起こしているかの把握、あとは、その課題を抽出した上で、いろいろな自治体とかいろいろな地域がありますけれども、対応策の方向性について検証・検討を行っていくことを目的に、消費者教育推進会議の下に分科会を立ち上げたいと考えております。

検討事項としましては、今、申し上げましたとおり、まず、現状と課題の整理、そして、2番目としては、方策の検討です。特に地域ネットワークの構築・強化ということで、ゼロベースで消費者教育行政部局が地域ネットワークを構築するというのはなかなかハードルが高いですので、既存の地域資源との連携をいかにしていくかという視点が重要でしょうし、そういったことを含めて検討していきたいと考えております。

上に戻りまして、構成員としては、分科会ですので、推進会議の委員の先生方のうちから5名程度、会長が指名する形で選任いただいて、その中から座長を選出していただくということを今後考えたいと思っています。また、オブザーバーとしては、会長が指名する幹事省庁の皆様方に参加を求める能够であるということをしたいと考えています。

議事録等については原則公開ということでありまして、分科会の取りまとめにつきましては、推進会議への報告をもって公表ということを考えております。

事務局は消費者庁で行うこととしています。

一番下にスケジュールを記載していますが、令和8年の年明けからキックオフをして、同年夏頃を目途に取りまとめを目指すと書かせていただいております。資料3でも御説明したとおり、心積もりとしては6月を出口に考えております。そこで取りまとめをして、この推進会議に御報告する。中間報告も途中でやらせていただくという形を考えております。このような分科会を設置することについてお諮りしたいということが議題6でございました。

以上でございます。

○大藪会長 ありがとうございました。

分科会の設置については、お認めいただけますでしょうか。

地域コーディネーターということもありますので、柿野委員が今、入られているみたいなので、もしも一言何かありましたら、すみません、2~3分ぐらいでいかがですか。

○柿野委員 すみません、今日は推進会議に最初から参加できずに大変失礼しました。今日は、仙台市の先生方の研修会で、まさに地域とどんなふうにつながりながら消費者教育を実践できるのかというテーマで先生方と研修してきたところです。地域での取組という

のは非常に重要で、地域ごとに異なる特色ある実践が期待できるところですので、何かそういう実践が横に広がって、日本全体で地域における消費者教育が充実していくよう検討していくというのは、非常にすばらしいことだなと思っております。

今期もどうぞよろしくお願ひいたします。

○大藪会長 どうもありがとうございました。

それでは、これで今回の議題6も一応皆様にお認めいただいたということでおろしかったでしょうか。何か御意見があればいただければと思います。

○黒田課長 会場も大丈夫そうです。

○大藪会長 大丈夫ですか。では、それで進めていきたいと思います。また皆さん方に情報を共有させていただきたいと思います。ありがとうございます。

それでは、以上で本日の議題は全部終了となります。

今日は、皆さん方から非常にたくさんの御意見をいただきまして、今後の意見をつくり上げていくベースになったのではないかなと思っております。また、先ほども言いましたけれども、広島市の久波委員、埼玉県の岡田委員には資料を準備していただきまして、皆様方の御意見とか御質問に答えていただきまして、本当にありがとうございました。

それでは、最後に、消費者庁から御挨拶があるということなので、黒田課長お願ひいたします。

○黒田課長 皆さん、本日はありがとうございます。本日、冒頭申し上げましたとおり、急遽国会対応のために審議官の尾原が中座させていただきまして、誠に恐縮でございました。本来であれば、ここで尾原が御挨拶する予定でしたが、挨拶を預かっておりますので、私から代読させていただきます。

本日は、消費者教育推進会議の委員の皆様方におかれましては、これまでの幅広い御経験、御知見に即した御意見をたくさんいただき、大変ありがとうございます。第6期推進会議の取りまとめにおいて、今後取り組むべき課題として挙げられた消費者市民としての行動の実践につながる取組の充実、職域における消費者教育の更なる推進、「消費者力」の育成・強化、さらに、第7期推進会議の検討事項である地域ネットワークの構築・強化に関する方策、消費者教育教材・コンテンツへのアクセス改善に向けた方策について、委員の皆様方に引き続き議論を重ねていただき、実効性のある取組の方向性等をお示しいただくことを期待しております。

消費者教育の推進に当たっては、国・地方自治体をはじめ、学校の先生方、地域の様々な現場で消費者に対して応援していただいている方、産業界や社会福祉に関わる方など、それぞれの立場に寄り添いながら、一歩一歩必要なことを進めていきたいと考えております。引き続き、委員の皆様方の御指導を心からお願いいたします。

本日はどうもありがとうございました。消費者庁審議官 尾原知明（代読）

ありがとうございました。

○大藪会長 どうもありがとうございました。

それでは、今日の議事を終了させていただきたいと思います。これから第7期ということですので、皆様方から今期もいろいろな意見をいただいて、なるべくよりよい消費者教育を進めていきたいと思いますので、御協力のほど、どうぞよろしくお願ひいたします。今日はどうもありがとうございました。

それでは、司会を事務局にお返ししたいと思います。皆さん、気をつけて帰ってください。

○黒田課長 先生方、本日は御多用のところ、御議論ありがとうございました。今日、初めて参加いただいた先生方も皆さん御発言いただき、なおかつ埼玉県の岡田委員、そして広島市の久波委員におかれでは、初回にもかかわらずプレゼンまでしていただいて、質疑もたくさん答えていただいて、本当にありがとうございました。

次回以降の推進会議の開催につきましては、大藪会長とも御相談の上、後日、事務局から御連絡させていただきます。

以上で第43回消費者教育推進会議を終了させていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○大藪会長 ありがとうございました。オンラインの先生方も会場の方もありがとうございました。

それでは、さようなら。